

# 田川地域の市町村の次世代育成支援対策行動計画について

—田川地域の子育て意識調査結果からみた課題—

秦 和彦\*・古橋 啓介\*\*・細井 勇\*\*\*・林 ムツミ\*\*\*\*

**要旨** 次世代育成支援対策推進法の成立（2003年）により、市町村は、次世代育成支援対策の実施に関する計画（行動計画）を策定するものとされた。これに基づき、田川地域の全ての市町村も2005年3月までに行動計画を策定している。この田川地域の各市町村の行動計画を検討し、その特徴を概観するとともに、我々がこれまで行ってきた田川地域を対象とした一連の調査研究の結果に関わる部分について検討することが本研究の目的である。

その結果、各市町村の行動計画は、基本目標や方向性についてはほぼ同じであるが、施策の具体性、定量的な目標設定等において違いがあることが示された。また、我々の一連の調査研究から示された保護者や保育者の要望、次世代の父親・母親の育成に必要なものに応える方向は一通り示されていることが分かった。しかし、行動計画を見る限り、やや総花的に実施項目を挙げている感があり、また既存の施設・サービスの充実を挙げるだけでその新たな方向性が不明確な部分、具体的な取り組みや施策の方向性が読み取れない部分もあった。

**キーワード** 子育て支援、次世代育成支援、次世代育成支援対策推進法、市町村行動計画、田川市郡

## はじめに—本研究の目的

2007年元旦の朝日新聞報道によれば、2006年の合計特殊出生率は前年の1.26を上回ることが確実と報じながらも、長期的には依然として少子化が続くと予測している。我が国では1990年に出生率が1.57となり、少子化に伴うさまざ

まな社会的問題が論議される中で、公的な子育て支援の必要性が論じられた。行政は子育てを私的なことと捉えて介入を控えていたが、社会的認識の変化に基づき対応策を迫られることとなった。政府は1994年に「エンゼルプラン」「緊急保育対策等5ヶ年対策」、1999年に「新エンゼルプラン」、2000年には「健やか親子21」、さ

\* 福岡県立大学人間社会学部人間形成学科教授  
\*\* 福岡県立大学人間社会学部人間形成学科教授  
\*\*\* 福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科教授  
\*\*\*\* 福岡県立大学附属研究所生涯福祉研究センター助手

らに2001年には「男女共同参画社会基本計画」「幼児教育振興プログラム」と次々に対応策を講じた。しかし、この間も出生率の低下は止まらず、政府の対応に限界があることが示され、少子化の原因は単純なものではなくさまざまな要因が関与しているものと考えられ、さらなる抜本的・総合的な対策が求められることとなった。

そこで、政府は2003年に次世代育成支援という新しい枠組みの中で子育て支援を捉え直し、基本法として少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、改正児童福祉法を定めた。それらは従来の仕事と子育ての両立支援に加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の支援を含め、子育てに関わる施策を総合的に推進しようとするものであった。

なかでも次世代育成支援対策推進法は、都道府県や市町村に、地域における子育て支援サービスを中心とする「地域行動計画」(以下、行動計画という。)の策定を義務づけるとともに、地方公共団体や従業員301人以上の事業主にも育児休業や子どもの看護休暇などに関する事業主行動計画を作ることを求め、社会全体で子育て支援体制を充実することを定めたものである。これにより市町村は、地域の子育て支援サービスのニーズ調査などを行い、地域の実態に基づいた子育て支援施策を計画的に展開することを求められることとなった。

こうして田川地域においても、全ての市町村が2005年3月時点で行動計画を策定することとなった。この田川地域の各市町村の行動計画を検討し、その特徴を概観するとともに、筆者らがこれまで行ってきた田川地域を対象とし

た一連の調査研究の結果との関連で論じることが本研究の目的である。もとより我々の一連の研究は限定された内容に関するものであり、その結果から各市町村の総合的な行動計画を全体的に評価することは困難であり、また適当ではない。しかし、一連の研究結果に関わる部分について、行動計画にはどのような施策として取り上げられているか、保護者等のニーズにどのように応えようとしているかについて整理することにより、今後の施策の実施状況を見守りながら、より良い子育て支援のあり方について考えていくための手掛かりにしたいと考えている。

## 1. 田川地域における子育て支援の課題

筆者らは一連の調査研究(古橋ら、1999;古橋ら、2002;古橋ら、2004;細井ら、2005)から、田川地域の子育て支援の課題を明らかにしてきた。それらを簡単に整理しておきたい。

まず、子育て中の保護者を対象とした調査研究として、古橋ら(1999)は田川地域に居住する4歳から7歳の子どもを子育て中の保護者を対象に、子育て支援に関わる意識とニーズの調査を行った。結果は、両親ともに経済的支援の充実を望んでいること、母親は身体的・時間的負担の軽減を求めていること、遊び場をはじめとする学童保育や児童館の充実などの年齢や状況に応じた子どもの居場所の確保を求めていること、子どもの年齢や状態に応じた子育ての知識・方法の相談機関や育児サービスの充実を求めていることが示された。さらに、古橋ら(2002)は同地域の3歳までの子どもを育てている保護者にも同様の調査を行った。結果は前調査とほぼ同様であったが、さらに対象とする子どもが低年齢であることを反映して、母子保

健サービスへの期待、子育て支援センターの充実、緊急時の子育て代行システムの充実が求められていることが示された。

次に、子育て中の保護者とは異なる専門的立場からの課題を検討するために、古橋ら(2004)は、同地域の保育所・幼稚園に勤務する保育者を対象として子育て支援に関する意識調査を行った。その結果、保育者は、支援サービスの拡大の必要性を認識しながらも、そのことが真に子どもの発達支援になるかという疑問を持っていることが示された。それは結果的に子どもが親の元で育つ機会が少なくなることへの不安であり、子育て支援サービスの充実が単なる子育て代行システムの拡大であってはならないという、専門的立場からの見解を示唆するものであった。また今後の支援サービス充実の方向は、親と子がともに過ごす機会を充実させる形を求めていることが示唆された。

一方、少子化対策を論じるときに忘れてはならないことは、次世代の若者の子育てに関する意識と子育て体験の実態である。このように考え、細井ら(2005)は同地域に居住する高校生の子育てに関わる意識調査を行った。その結果、多くの高校生は「赤ちゃん」に好意的なイメージを抱き、子どもを育てたいと考えているが、全体の半数程度の高校生は子育て経験に乏しいこと、学校教育における子育てに関する授業は不十分であること等が示された。この調査から、これからの父親・母親予備軍である若い世代の多くは、子育て環境が整備されれば子どもを産み、育てたいと思っていることが分かった。また子育て体験を増加させることが必要であり、重要であることが示唆される結果となった。

## 2. 次世代育成支援対策推進法と市町村行動計画

### (1) 次世代育成支援対策推進法に至るまでの経緯

国としての少子化対策は、1994年のエンゼルプランに遡る。それはちょうど日本政府が児童の権利に関する条約を批准発効した年でもあった。同年12月、文部・厚生・労働・建設の4大臣の合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が示した基本方針は、以下の5項目であった。

- ①子育てと仕事の両立支援の推進
- ②家庭における子育て支援
- ③子育てのための住宅及び生活環境の整備
- ④ゆとりのある教育の実現と健全育成の推進
- ⑤子育てコストの軽減

1999年8月、少子化対策臨時特例交付金(2000億円)が実施された。同年11月、少子化対策推進関係閣僚会議は「少子化対策推進基本方針」を発表、この中で、「男女共同参画社会の形成」、「固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」が初めて謳われた。そして同年12月には大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定され、その「施策の目標」として挙げられたのは以下の8項目であった。また、このとき市町村は「児童育成計画」を任意で策定することとされた。

- ①保育サービス等子育て支援サービスの充実
- ②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
- ③働き方について固定的な性別役割分業や職

場優先の企業風土の是正

- ④母子保健医療体制の整備
- ⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備
- ⑥子どもがのびのびと育つ住宅環境の実現
- ⑦教育に伴う経済的負担の軽減
- ⑧住まいづくりやまちづくりによる子育て支援

こうした子育て支援策にかかわらず、少子化傾向の歯止めにはならなかった。そこで厚生労働省は2002年9月、「少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案—」を発表、そして、2003年の政府による次世代育成支援対策推進法の制定に至るのである。

## (2) 次世代育成支援対策推進法と市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法は、その基本理念として、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」（第3条）としている。前段は児童の権利に関する条約第18条を受けた表現となっており、法律上、「保護者」ではなく「父母」という表現が登場してきたのは今回が初めてであろう。しかし、その基本理念において、次世代育成支援対策推進法は子育てにおいて果たすべき国家の責任という原理を後退させている印象を否めない。

ところで同法第8条は、市町村に対し、次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものと初めて定め、その柱として以下の6項目を示している。

- ①地域における子育て支援

- ②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子どもを育成する家庭に適した良好な住宅及び良好な居住環境の確保
- ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥その他の次世代育成支援対策の実施

一方、厚生省は「行動計画策定指針」（以下、指針という。）を定めたのであるが、指針では上記④が「子育てを支援する生活環境の整備」という表現に変わり、また⑥が具体化されて「子ども等の安全の確保」と「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」が加わった。つまり、指針では行動計画の柱は以下の7項目とされたのである。

- ①地域における子育ての支援
- ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥子ども等の安全の確保
- ⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

## (3) 7項目にみる少子化対策の方向性

以下、この7項目について、これまで国の少子化対策の基本方針ないし施策の目標として掲げられてきた項目と比較検討してみることにはしたい。

まず、項目の順序であるが、第1項目として「地域による子育て支援」が挙げられている。このことは新エンゼルプランで掲げられた第1項

目の市町村版ともいえるが、国の権限・財源の地方への委譲と相まって、子育て支援におけるサービスの多元的な供給論が盛んになってきたことも反映し、地方の責任を明示したものと見ることもできるだろう。その一方で、職業ないし仕事と育児の両立のための雇用環境の整備に関しては、エンゼルプランでは第1項目、新エンゼルプランでも第2項目に挙げられていたが、今回は第5項目へと後退している。また新エンゼルプラン策定の際に強調された「固定的な性別役割分業の是正」という文言も姿を消してしまっている。そればかりか、第2項目ではこれまでにはなかった「母性」という伝統的な価値観が示されることとなっている。

当初の国の少子化対策は、仕事と子育ての両立が最優先課題であり、そのため新エンゼルプランでは固定的性別役割分業の是正とその背景にある男性の長時間労働の改善が必要という認識に立っていた。ところが、経済のグローバル化の進行に伴い、企業は国際競争力の確保のため正規雇用の抑制と長時間労働に依存するようになり、国の労働政策もそれを追認し支援する傾向をますます強めるようになってきた。ここにおいて国は、職業生活と家庭生活の両立のための固定的な性別役割分業の是正と雇用環境の改善という立場を後退させ、むしろ「母性」や「家庭」を強調することを通じて性別役割分業を是認し、その固定化に与していくような方向をとる結果となったといえよう。

なお、第6項目として「子ども等の安全の確保」が挙げられることになったのは、子どもを対象とした犯罪事件が親を不安にさせている今日の状況を反映したものと見える。また、第7項目は、2004年の児童福祉法の改正を踏まえたものであろう。すなわち、この改正により、

従来は児童相談所が窓口となっていた児童虐待の第一義的な相談窓口は市町村とされ、市町村には要保護児童対策地域協議会が設置できるようになった。国は、この行動計画指針を通じてこうした新施策を市町村に浸透させようとしていると見ることができるだろう。

#### (4) 行動計画策定指針の特徴

次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画は、2005年度から5年を1期として実施される10ヶ年計画であり、前期終了年度には見直しを図って後期行動計画を策定することとされている。先に触れたように、国は行動計画策定のための指針を示しており、そこに盛り込むべきの7つの柱については先に見たとおりであるが、この点は後に田川地域の市町村の行動計画を検討するときにより詳しく見ることにしたい。その他にも指針は次のようなことを定めている点に特徴があるといえよう。

まず、行動計画の策定に当たっての基本的視点として、以下の8点を挙げている。それは、①子どもの視点、②次代の親づくりという視点、③サービス利用者の視点、④社会全体による支援の視点、⑤すべての子どもと家庭への支援の視点、⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点、⑦サービスの質の視点、⑧地域特性の視点、である。

次に、計画策定の手続きとして、住民のニーズ調査の実施を挙げている。「地域行動計画策定の手引き」（2003年）によれば、調査対象は、就学前の児童を養育する保護者、小学校児童（とくに低学年）を養育する保護者である。ただし、中学生や高校生、特別なニーズを有すると思われる層（例えば単親家庭）についても簡便なアンケート調査やヒアリングを実施するこ

とが望ましいとしている。さらに、行動計画に盛り込む施策について定量的な目標の設定とそのためニーズ把握を市町村に求めている。

また指針は、計画の策定や計画に基づく施策の実施においては住民を参加させ、住民の意見を反映させるべきことを強調している。このため、行政内部の関係部局の連繫を図るばかりでなく、行政の枠組みを超えた、「次世代育成支援対策地域協議会」を組織し、これを活用するよう求めている。これらの点は市町村レベルにおける行政計画の策定及び計画行政の推進を図っていく際の時代的特徴をよく表しているものといえるだろう。

### 3. 田川地域の市町村行動計画の特徴

#### (1) 各市町村の行動計画

今回、筆者らが役所に依頼して入手した市町村の行動計画のタイトル、装丁等は表1のとおりである。なお、赤池町・金田町・方城町は2006年3月に合併して福智町となったが、合併前の行動計画は合併後の福智町総合計画に組み込まれるため、以下、合併前の各町の行動計画について見ていくことにする。

#### (2) 策定経過と位置づけ

次に、各市町村の行動計画の策定経過とその位置づけをまとめてみると表2のとおりであ

表1 各市町村の行動計画のタイトルと装丁

自治体名／人口（世帯数）*	行動計画タイトル	装丁・頁数	策定担当部署	
赤村 3,408人（1,187世帯）	赤村次世代育成支援行動計画	A4 コピー 55頁	記載なし	
福智町 (2006/3 合併)	赤池町 9,592人 (3,438世帯)	赤池町次世代育成支援対策推進行動計画	A4 冊子 39頁 資料2頁	住民課福祉係
	金田町 8,025人 (2,898世帯)	金田町次世代育成支援対策推進行動計画	A4 冊子 36頁 資料17頁	福祉課福祉係
	方城町 7,939人 (2,620世帯)	「いのち」をはぐくむいきいき子育てのまち 方城町次世代育成支援対策推進行動計画	A4 冊子 43頁 資料17頁	保健福祉課
糸田町 10,217人 (4,008世帯)	糸田町次世代育成支援行動計画 いい環境でともに支えて育てるだいじな子ども	A4 冊子 52頁 資料26頁	福祉課	
大任町 5,740人 (2,131世帯)	大任町次世代育成支援地域行動計画 すべての親子が安心して暮らせる心豊かなふるさと大任町	A4 冊子 53頁 資料4頁	住民第2課	
川崎町 20,114人 (7,986世帯)	川崎町次世代育成支援対策行動計画	A4 コピー 43頁 資料28頁	記載なし	
香春町 12,366人 (4,637世帯)	香春町次世代育成支援対策行動計画 春風にこころ萌えたつ香春っ子 子育ては家庭、地域、みんなの喜び～手をつなぎ、未来に伸びる香春町	A4 冊子 73頁 資料6頁	福祉課福祉係	
添田町 11,812人 (4,379世帯)	添田町次世代育成支援行動計画	A4 冊子 57頁 資料1頁	住民課	
田川市 51,536人 (20,633世帯)	田川市次世代育成支援対策行動計画 みんなで育むたがわっ子 －子どもとともに大人も地域も育つまち－	A4 冊子 99頁 資料4頁	福祉部児童保育課	

\* 人口及び世帯数は2005（平成17）年度国勢調査（2005年12月発表）による。

る。どの市町村も2005年3月時点で行動計画を策定しており、従来の自治体「総合計画」との整合性が図られ、その一部門として位置づけられている。なお、行動計画策定以前に各自自治体の努力目標とされていた「児童育成計画」の策定自治体は、赤池町、川崎町、添田町、田川市の4市町村であった。

### (3) 策定委員会とその構成

行動計画の策定に当たった委員会の開催回数及び委員の構成を記載・公表している市町村は表3のとおりである。このうち公募による委員の選出を行ったのは田川市だけであり、市広報により公募を行っている。

### (4) 住民のニーズ調査

行動計画の策定に当たり、住民のニーズ調査

表2 各市町村の行動計画の策定経過

自治体名		策定経過と位置づけ
赤村		平成11年度に策定した「赤村総合計画」に基づき子育て支援を推進してきた。16年2月「赤村次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施。17年度からは行動計画を実施。
福智町 (2006/3 合併)	赤池町	2002年3月「赤池町児童育成計画」策定、「第3次赤池町総合計画」との整合性を図る。
	金田町	平成16年1月住民アンケート調査を実施。「第3次金田町総合計画」との整合性を図る。
	方城町	2005年度からの5年計画の「第二次福祉総合計画」が策定され、この行動計画は総合計画に基づく具体的な「子育て支援」の実施計画として策定された。
糸田町		「糸田町総合計画」を基本に母子保健・小児医療・児童福祉・教育その他育児支援における環境整備等、次世代育成にかかわる施策を推進するために策定。18年度に見直し予定の「第4次糸田町総合計画」では、この行動計画が基本となり、母子保健等の子育て育成支援に関する計画を策定する。
大任町		「第3次大任町総合計画」(平成13年～22年)、「大任町介護保険事業計画」(12年度～19年度)、「大任町老人福祉計画」(15年度～19年度)、「大任町障害者長期福祉計画」(14年度～23年度)など、関連計画との整合性を図り策定。
川崎町		平成14年12月、同年3月の「川崎町子どもプラン」を受けて「川崎町子ども育成基本計画」を策定(「川崎町第4次総合計画」の部門別計画)。この基本計画は次世代育成支援対策推進法で求められている課題に対する施策を概ね包括していることから、必要な見直しを行った上で行動計画を策定。
香春町		「第3次総合計画」(平成14年3月)の中で人口減少に歯止めをかけることが重要であると指摘し子育て支援施策を推進してきた。平成15年11月、行動計画策定委員会を発足させ、同年12月には行動計画の策定に向けアンケート調査を実施。平成16年6月、香春町次世代育成支援対策協議会を発足させ、行動計画を策定した。
添田町		平成14年度に添田町エンゼルプランを策定、実施。16年3月、行動計画策定のため住民のニーズ調査を実施して報告書を作成。16年9月行動計画策定委員会を設置、国の行動計画策定指針を基に行動計画を策定。
田川市		平成12年度に「第4次田川市総合計画」を策定、そのうちの児童育成計画として13年3月に「田川市児童育成計画」を策定。15年度には住民ニーズ調査を実施、16年6月に行動計画策定委員会及び庁内に素案検討連絡会を設置して策定。行動計画は第4次田川市総合計画の部門計画として位置づけられるが、他の部門計画とも整合性を図る。

表3 各市町村の策定委員

自治体名		策定委員の構成
赤村	委員会記載なし	記載なし
福智町 (2006/3 合併)	赤池町 委員会 4回	主任児童委員(委員長)、小学校長、活動団体、赤池福祉会、社会福祉協議会
	金田町 委員会 8回	保育所・園長(座長を含む) 4、小学校長、主任児童委員 2、小学校PTA、行政課長 2、保健師、学童クラブ関係、民生委員
	方城町 委員会 17回	第二次福祉総合計画策定委員(代表)、子育て支援センター、保健師、総合計画策定委員 3、保育所 3、保護者 6、社会福祉協議会、行政
糸田町	委員会記載なし	記載なし
大任町	委員会 3回 庁内検討会 1回	助役(委員長)、議会関係、教育長、民生・児童委員、中学校長、小学校長 2、保育園長、小・中父母教師会 3、保育所保護者 4、行政 3
川崎町	委員会記載なし	記載なし
香春町	委員会 6回	大学教員(会長)、民生委員、教育委員、小学校長、民生委員関係 3、幼・保・小保護者 3、育成会関係 2、家庭児童相談員、子育て支援センター、活動団体 2、保育所長
添田町	委員会開催記載なし	民生児童委員(委員長)、保育園長、主任児童委員、学童保育所、子育て支援センター、小学校長、PTA会長、教育長、助役、行政課長、保健師
田川市	委員会 5回 住民ヒアリング 1回	大学教員、議会関係、保健福祉関係(保育所連名、社会福祉協議会、民生委員連合会、児童相談所、医師会、保健福祉環境事務所)、教育関係(小学校長会、中学校長会)、諸団体(保育所保護者会、PTA連合会、子育てネットワーク、商工会議所、職業安定所)、田川市民(公募による選出 2)、市職員 2

(アンケート調査)はすべての市町村で行っているが、行動計画の中で調査項目とその結果の概要を公表している市町村は表4のとおりである。このうち、金田町と方城町は調査項目が全く同一である。また行動計画を見る限り、住民ヒアリングを行ったのは田川市のみである。なお川崎町は、「川崎町子ども育成基本計画」(2002年12月策定)が次世代育成支援対策推進法で求められている課題を概ね包括していると判断し、その策定のために実施した調査(2001年実施)の概要を掲載している。

##### (5) 基本目標と具体的施策

厚生労働省が示した指針によれば、市町村行動計画に盛り込むべき施策領域は表5に示す

7項目となっている。

これを前提に、田川地域の行動計画の構成を見てみると、どの市町村も「基本的な目標・方向」と「具体的な支援施策」という構成を採っていることが分かる。もちろんその内容は各自治体の規模やニーズ調査の結果等により異なるが、ここでは紙数の関係上その全てを採り上げることにはできないので、主な項目に絞って整理してみると表6のようになっている。

このように各市町村の行動計画は、その構成を見る限り、必ずしも指針どおりの7項目構成とはなっておらず、指針とほぼ同様の構成を採っているのは赤村、糸田町、大任町、川崎町、添田町の5町村、独自の構成を採っているのは赤池町、金田町、方城町、香春町、田川市

表4 各市町村のニーズ調査の主な調査項目

自治体名	住民アンケート（ニーズ調査）及び主な調査項目	
赤村	平成16年2月に実施。民生委員を通じて配布・回収。対象：就学前児童・小学生の保護者 1. 保護者の状況（主な保護者、仕事と子育てを両立させる上で大変なこと） 2. 子どもの保育状況（現在の保育状況（平日）、保育サービスの利用希望（平日）、希望するサービス（平日、土曜日、日曜・祝日）、放課後児童クラブの利用希望（平日、土曜）） 3. 子育てサービスの利用（子育て支援サービス利用度、子育て支援サービス利用希望） 4. 子育ての不安や悩み（子育てについて日常悩んでいること） 5. 子育ての相談・情報（子育てに関しての相談先、子育てに関する情報の入手先） 6. 子育て活動（自主的な活動への参加状況、自主的な活動を行うにあたって行政に望んでいること） 7. 子どもの遊び場・外出について（子どもの遊び場で日頃感じること） 8. 医療について（かかりつけ医の有無） 9. 村の子育て支援への要望（村に対して望むこと）	
福智町 (2006/3 合併)	赤池町	「資料B. 策定までの経過」に「住民アンケート（ニーズ調査）の実施 平成16年1月29日～平成16年2月6日」という記載はあるが、調査項目や結果についての記載はない。
	金田町	平成16年1～2月に実施、対象は就学前児童及び小学生児童全員の保護者。 1. 就学前児童調査 年齢、主な保護者、主な保護者の就労状況、保育状況、保育園、幼稚園に通っている頻度、保育所・幼稚園への利用意向（保育所・幼稚園に通っていない人）、家庭等で保育している保護者の利用意向、病気時のサービス利用意向、リフレッシュしたい時に預ける場合のサービス利用意向、子育ての不安感・負担感、遊び場について、子どもとの外出 2. 小学校児童調査 学年、主な保護者、お子さんとの同別居状況、主な保護者の就労状況、お子さんの平日の過ごし方、放課後学童クラブの利用状況、放課後学童クラブに対する要望、よく利用する公共施設、地域活動・グループ活動等への参加、子育ての不安感や負担感、身近な地域での相談相手、遊び場について、子ども同士が交流等を行える場として望ましいもの、サービスの利用意向
	方城町	平成16年2月に実施、対象は就学前児童・小学生児童全員の保護者 調査項目は金田町と同一につき省略
糸田町	平成16年2月に実施、対象は未就学児童・小学生全員の家庭（保護者） 1. 調査対象の属性（子どもの年齢構成、子ども数、同居家族、主な保護者、居住地区） 2. 小学校入学前児童 ① 保育サービス等の利用状況と利用意向（現在の保育状況、平日における保育サービス等の利用意向、最も希望する保育サービス、利用希望の理由、土曜・休日における保育サービスの利用意向、日曜・祝日における保育サービスの利用意向） ② 一時預かり型保育のニーズ ・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）のニーズ、この1年間に子どもが病気で休まなければならなかったことの有無、対処方法、父親又は母親が仕事を休んだときの困難度 ・一時保育事業のニーズ（この1年間に子どもの面倒が見られなくなったことの有無、対処方法、配偶者が面倒を見たときの困難度、(同居を含む)親族・知人に預けた時の困難度)	

自治体名	住民アンケート（ニーズ調査）及び主な調査項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ（この1年間に泊まりがけで家族以外に預けなければならなかったことの有無、対処法、（同居者を含む）親族・知人に預けた時の困難度）</li> <li>3. 小学校児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放課後学童クラブの利用状況（平日、土曜日）、評価、要望</li> <li>② 放課後学童クラブのニーズ（平日の利用意向、土曜日の利用意向）、利用希望の理由</li> <li>③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ（この1年間に泊まりがけで家族以外に預けなければならなかったことの有無、対処法、（同居者を含む）親族・知人に預けたときの困難度）</li> </ul> </li> <li>4. 子育て一般に関する保護者の意識等 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政サービスの認知状況、利用状況、利用意向</li> <li>② 子育てに関する不安や悩み・行政に対する要望</li> </ul> </li> </ul>
大任町	<p>平成15年12月実施、対象は就学前児童及び小学校1年生～6年生の保護者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就業状況</li> <li>2. 保育サービスについて（保育サービスの利用希望、希望する保育サービス）</li> <li>3. 放課後児童クラブについて（放課後児童クラブの利用希望、平日の放課後の過ごし方）</li> <li>4. 保健・医療について（病気で保育所などを休んだことの有無、対処法）</li> <li>5. 子育てに対する不安や悩みについて（子育てに対する不安感や負担感について、子育てに関して日常悩んでいること、気になること）</li> <li>6. 子育てと仕事の両立について（仕事と子育てをやる上で大変だと感じること）</li> <li>7. 相談や情報提供について（子育てに関する情報の入手、子育てに関する悩みの相談相手）</li> <li>8. 子育てサークル・クラブへの参加（子育てサークル・クラブへの参加状況、町に対する子育て支援の要望）</li> <li>9. 生活環境などの状況（子どもの遊び場について、子どもとの外出の際に困ることについて）</li> </ol>
川崎町	<p>平成13年6月中旬～7月下旬に実施、対象は就学前児童、小・中学校全児童の保護者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 様々な悩みや不安感と相談相手について</li> <li>2. 子育てに関する情報の入手方法</li> <li>3. 自主的な活動への参加状況</li> <li>4. 子どもの遊び場と居場所に関すること</li> <li>5. 行政サービスへの要望</li> <li>6. 保育サービスの充実について</li> <li>7. 放課後児童健全育成事業の利用について</li> <li>8. 子どもの権利条約について</li> </ol>
香春町	<p>平成15年12月実施、対象は就学前児童・小学生の保護者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもと家庭状況（家族構成、各家庭の子ども数、両親の就業状況、居住年数）</li> <li>2. 子育て環境に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て環境への全体的評価（子育て環境の満足度、子育て環境への不満の内容）</li> <li>② 子どもの遊び場（子どもの遊び場について日頃感じること）</li> <li>③ ファミリーサポート・センター（ファミリーサポート・センター事業の利用と登録の意向）</li> <li>④ 子育てサークルなど自主的な活動への参加（参加状況、自主的な活動へ希望する支援）</li> <li>⑤ 子育て支援策の要望（行政に期待する子育て支援策の充実）</li> </ul> </li> </ol>
添田町	<p>平成16年3月実施、対象は就学前児童、小学校全児童の保護者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における子育て支援環境（子育てに関する情報収集方法、子育てサークル参加状況、子育てサークルに対する今後の参加意向）</li> <li>2. 子育てに関する経済的支援（子育てに対する悩み）</li> </ol>

自治体名	住民アンケート（ニーズ調査）及び主な調査項目
	3. 食育 4. 小児医療（少子化の流れを変えるための今後の支援取組） 5. ひとり親家庭（ひとり親家庭において希望する支援サービス） 6. 仕事と子育ての両立（子育てをしていて働くために必要なこと、育児休暇の取得状況） 7. 快適で、安全・安心な環境づくり
田川市	平成15年度に実施、対象は小学生までの子どもをもつ家庭 1. 子どもと家庭の状況（家族構成、各家庭の子ども数、保護者の就業状況、居住年数） 2. 子育ての現状と課題 ① 子育てに関する不安感や負担感への対応（不安感や負担感の有無、その内容） ② 父親の子育てへの参加と男女共同参画の推進（父親の子育て参加の程度、参加の内容） ③ 保護者同志の交流の形成（悩みの相談相手、情報の入手先） ④ 保育園（所）・幼稚園・放課後児童クラブの充実 ⑤ 一時保育、病児・病後児保育の導入（緊急保育、ショートステイの有無、ファミリーサポートセンター事業の利用意向） ⑥ 子どもの遊び場の確保・整備（子どもの遊び場について） ⑦ 子どもの地域活動、体験・学習活動の支援（参加したい地域活動） ⑧ 希望する子育て支援（充実してほしい子育て支援策） 平成16年11月、中学生の保護者及び子育てサークルへのヒアリングを実施。

表5 市町村の行動計画に盛り込むべき施策領域

(1) 地域における子育ての支援	ア 地域における子育て支援サービスの充実 イ 保育サービスの充実 ウ 子育て支援のネットワークづくり エ 児童の健全育成 オ その他
(2) 母性ならびに乳幼児及び幼児等の健康の確保および増進	ア 子どもや母親の健康の確保 イ 「食育」の推進 ウ 思春期保健対策の充実 エ 小児医療の充実
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	ア 次代の親の育成 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ウ 家庭や地域の教育力の向上 エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	ア 良質な住宅の確保 イ 良好な居住環境の確保 ウ 安心して外出できる環境の整備 エ 安全・安心まちづくりの推進等
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 イ 仕事と子育ての両立の推進
(6) 子ども等の安全の確保	ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ウ 被害に遭った子どもの保護の推進
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	ア 児童虐待防止対策の充実 イ 母子家庭等の自立支援の推進。 ウ 障害児施策の充実

表6 各市町村の行動計画の施策領域

	基本目標・基本的方向	具 体 的 施 策
赤 村	<p>第3章 計画の基本的な考え方 第2節 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における子育て支援</li> <li>2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進</li> <li>3. 教育環境の整備</li> <li>4. 安心して子育てできる生活環境の整備</li> <li>5. 仕事と子育ての両立支援</li> <li>6. 要保護児童への支援</li> </ol>	<p>第3章 計画の基本的な考え方 第3節 施策の体系</p> <p>自然と安心のなかでいのちを育むことができる村、あかむら</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における子育て支援</li> <li>2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進</li> <li>3. 教育環境の整備</li> <li>4. 安心して子育てできる生活環境の整備</li> <li>5. 仕事と子育ての両立の推進</li> <li>6. 要保護児童への支援</li> </ol>
赤 池 町	<p>第1部 総論 第2章 計画の基本的方向 3. 計画の体系－基本的な枠組み</p> <p>子育てを支える地域社会</p> <p>子育て家庭への支援</p> <p>子どもが過ごす時間と豊かな育ち</p> <p>次の世代を育む若い世代へ</p>	<p>第2部 実施計画</p> <p>第1章 子育て社会をささえる地域社会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合的な支援体制づくり</li> <li>2. 地域社会のちからで</li> <li>3. 育てや子育て支援に対する理解を深める</li> </ol> <p>第2章 子育て家庭への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもや母親のからだと心の健康のため</li> <li>2. とくに支援が必要な子どもと家庭には</li> <li>3. 子育て中の親子交流</li> <li>4. 多様なニーズに対応する保育サービスなどの推進</li> <li>5. 安心・安全な環境</li> <li>6. 経済的な支援</li> <li>7. 相談体制の整備と学び・情報提供</li> </ol> <p>第3章 子どもが過ごす時間と豊かな育ち</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの活動を支援する</li> <li>2. 子どもの権利や個性</li> <li>3. 地域・世代間交流</li> </ol> <p>第4章 次の世代を育む若い世代へ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個性を活かし生きる力を育む教育</li> <li>2. 人権を尊重する教育</li> <li>3. 福祉教育</li> </ol>
金 田 町	<p>第1部 総論 第2章 計画の基本的方向 3. 計画の基本的枠組み</p> <p>子育てをささえる地域社会</p> <p>子育て家庭への支援</p> <p>子どもが過ごす時間と豊かな育ち</p>	<p>第2部 実施計画</p> <p>第1章 子育てをささえる地域社会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合的な支援体制づくり</li> <li>2. 地域社会のちからで</li> <li>3. 子育てや子育て支援に対する理解を深める</li> </ol> <p>第2章 子育て家庭への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. こどもや母親のからだと心の健康のために</li> <li>2. とくに支援が必要なこどもと家庭には</li> <li>3. 子育て中の親子交流</li> <li>4. 多様なニーズに対応する保育サービスなどの推進</li> <li>5. 安心・安全な環境</li> <li>6. 経済的な支援</li> <li>7. 相談体制の整備と学び・情報提供</li> </ol> <p>第3章 子どもが過ごす時間と豊かな育ちの支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの活動を支援する</li> <li>2. 地域・世代間交流</li> </ol>

	基本目標・基本的方向	具体的施策
金田町	次の世代を育む若い世代へ	<b>第4章 次世代を育む若い世代への支援</b> 1. 個性を活かし生きる力を育む教育 2. 人権を尊重する教育 3. 福祉教育
方城町	<b>計画の基本的方向</b> <b>計画の基本的枠組み</b> 1. 子どもへの支援  2. 子育て家庭への支援  3. 子育てサービスの充実  4. 地域における子育て支援  5. 次世代を育む若い世代への支援	<b>実施計画</b>  1. <b>子どもへの支援</b> 1 子どもへの活動への支援 2 子どもの権利擁護の推進 3 地域・世代間交流の充実 2. <b>子育て家庭への支援</b> 1 子どもや母親の健康づくり 2 生活の安定に向けた基盤づくり 3 子育て親子交流の充実 4 相談体制の整備と学習機会及び情報の提供 3. <b>子育てサービスの充実</b> 1 とくに支援が必要な子どもと家庭への支援策 2 多様なニーズに対応する保育サービスなどの推進 4. <b>地域における子育て支援</b> 1 総合的な支援体制づくり 2 地域力の育成 3 子育てや子育て支援に対する理解を深める 4 企業・学校などの子育て支援への働きかけ 5. <b>次世代を育む若い世代への支援</b> 1 個性を活かし生きる力を育む教育の充実 2 人権を尊重する教育の推進 3 福祉教育の推進 4 独身青年男女の出会い・交流の推進
糸田町	<b>第3章 行動計画の基本的考え方</b> <b>3. 施策の目標</b> 目標1 地域全体での子育て支援  目標2 母子の健康確保・増進  目標3 児童の健全育成  目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進 目標5 子ども等の安全の確保  目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	<b>第4章 行動計画の内容</b>  <b>目標1 地域全体での子育て支援</b> (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり <b>目標2 母子の健康確保・増進</b> (1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 <b>目標3 児童の健全育成</b> (1) 学校教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 <b>目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進</b> (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し <b>目標5 子ども等の安全の確保</b> (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害からも守るための活動の推進 <b>目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</b> (1) 児童虐待防止策の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障害児施策の充実

	基本目標・基本的方向	具 体 的 施 策
大 任 町	<b>第1部 総論</b> <b>第3章 計画の基本理念と基本方針</b> <b>第4節 計画の基本方針</b> 1. 地域における子育て支援  2. すべての親子の健康の確保および増進  3. 豊かな教育環境の整備  4. 子育てにやさしい生活環境の整備  5. 支援を要する児童への取り組みの推進	<b>第2部 各論</b> <b>第1章 具体的な取り組み</b>  <b>第1節 地域における子育て支援</b> 1. 地域における子育てサービスの充実 2. 保育サービスの充実 3. 子育て・子そだち支援ネットワークづくり 4. 子どもの健全育成の推進 5. 仕事と家庭の両立の支援 <b>第2節 すべての親子の健康の確保および増進</b> 1. 子どもや母親の健康の確保 2. 食育の推進 3. 小児医療の充実 4. 思春期保健対策の充実 <b>第3節 豊かな教育環境の整備</b> 1. 次代の親の育成 2. 子どもの生きる力を育む教育の推進 3. 家庭や地域の教育力の向上 <b>第4節 子育てにやさしい生活環境の整備</b> 1. 子育てしやすい居住環境の整備 2. 交通安全活動の推進 3. 防犯対策の推進 <b>第5節 支援を要する児童への取組の推進</b> 1. 児童虐待防止対策の充実 2. ひとり親家庭への自立支援 3. 障害児対策の充実
	<b>第3章 施策の体系</b> (2) 基本目標 ① 地域における子育ての支援  ② 母性及び乳幼児等の健康の確保と推進  ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備  ④ 子育てを支援する生活環境の整備  ⑤ 職業生活と家庭生活との両立支援	<b>第4章 施策の方向と事業の内容</b>  (1) 地域における子育ての支援 ① 地域における子育ての支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 児童の健全育成 (2) 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進 ① 乳幼児健診の充実 ② 「食」に関する学習機会の充実 ③ 「性」に関する正しい知識の普及 ④ 小児医療の充実 (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子育てを支援する生活環境の整備 ① 良好な居住環境の確保 ② 安全な道路交通環境の整備 ③ 安全・安心まちづくりの推進等 (5) 職業生活と家庭生活との両立支援 ① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 ② 仕事と子育ての両立支援
川 崎 町		

	基本目標・基本的方向	具体的施策
川崎町	⑥ 子ども等の安全の確保 ⑦ 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	(6) 子ども等の安全の確保 ① 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進 ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進等 ③ 被害に遭った子どもの保護の推進 (7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 ① 児童虐待防止対策の充実 ② 母子家庭等の自立支援の推進 ③ 障害児施策の充実
香春町	第2章 計画の基本的考え方 2 計画の基本理念と基本目標 (2) 基本目標 I. 子どもと子育てを支える地域づくり II. 子どもを健やかに生み育てられる体制づくり III. 子どもの健やかな成長の支援 IV. 子育てと社会参画との両立支援 V. 子どもが安心して生活できる環境作り VI. 子育てを支援する生活環境の整備	第3章 計画の内容  基本目標Ⅰ 子どもと子育てを支える地域づくり 施策の方向1 地域における子育てサービスの充実 施策の方向2 地域における子育て支援の連携 施策の方向3 子育て家庭の交流推進 施策の方向4 子どもの体験・交流活動の機会の充実 基本目標Ⅱ 子どもを健やかに生み育てられる体制づくり 施策の方向1 子どもと母親の健康の確保 施策の方向2 小児医療の充実 施策の方向3 子育てを学ぶ場、相談出来る場の充実 施策の方向4 経済的負担の軽減 施策の方向5 医療支援の充実 基本目標Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援 施策の方向1 学校教育環境の整備 施策の方向2 思春期教育の充実 施策の方向3 子どもの活動の支援 施策の方向4 子どもの相談支援体制の充実 基本目標Ⅳ 子育てと社会参画との両立支援 施策の方向1 仕事と子育ての両立の推進 施策の方向2 保育サービスの充実 施策の方向3 父親の子育て参加の促進 基本目標Ⅴ 子どもが安心して生活できる環境作り 施策の方向1 児童虐待防止策の充実 施策の方向2 子ども等の安全を確保するための活動の推進 施策の方向3 被害にあった子どもの保護の推進 基本目標Ⅵ 子育てを支援する生活環境の整備 施策の方向1 良好な生活環境の整備 施策の方向2 安全・安心の町づくりの推進 施策の方向3 安全な道路交通環境の整備
添田町	第2章 計画の基本構想 5. 施策の体系 地域における子育て支援  母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	第3章 具体的な支援施策  1. 地域における子育て支援 (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 児童の健全育成 (5) 経済的支援の推進 2. 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 (1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実

	基本目標・基本的方向	具 体 的 施 策
添 田 町	<p>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>子ども等の安全の確保</p> <p>要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>	<p>(4) 小児医療の充実</p> <p><b>3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b></p> <p>(1) 次代の親の育成</p> <p>(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>(3) 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p><b>4. 子育てを支援する生活環境の整備</b></p> <p>(1) 良好な居住環境の整備</p> <p>(2) 安全な道路交通環境の整備</p> <p>(3) 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(4) 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p><b>5. 職業生活と家庭生活との両立の推進</b></p> <p>(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立の推進</p> <p><b>6. 子ども等の安全の確保</b></p> <p>(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>(3) 被害にあった子どもの保護の推進</p> <p><b>7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</b></p> <p>(1) 児童虐待防止対策の推進</p> <p>(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進</p> <p>(3) 障害児施策の充実</p>
田 川 市	<p><b>第2章 計画の基本的考え方</b></p> <p><b>第2節 基本理念と基本目標</b></p> <p><b>基本目標</b></p> <p>1. 子どもが地域の中でのびのびと育つために</p> <p>2. 安心して子どもを生み育てるために</p> <p>3. 子どもがいきいきと学び成長するために</p> <p>4. 働きながら楽しく子ども育てるために</p> <p>5. 子どもの安全・安心のために</p>	<p><b>第3章 計画の内容（基本的施策と具体的事業）</b></p> <p><b>基本目標Ⅰ 子どもが地域の中でのびのび育つために</b></p> <p>施策の方向1 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>施策の方向2 子育て家庭への保育サービスの充実</p> <p>施策の方向3 子どもを見守る地域の連携の推進</p> <p>施策の方向4 児童虐待防止対策の充実</p> <p>施策の方向5 障がい児施策の充実</p> <p><b>基本目標Ⅱ 安心して子どもを生み育てるために</b></p> <p>施策の方向1 子どもや母親の健康の確保</p> <p>施策の方向2 情報提供・相談・学習機会の充実</p> <p>施策の方向3 小児医療の充実</p> <p>施策の方向4 ひとり親家庭等の支援</p> <p>施策の方向5 子育てに伴う経済的支援</p> <p><b>基本目標Ⅲ 子どもがいきいきと学び成長するために</b></p> <p>施策の方向1 教育環境の整備・充実</p> <p>施策の方向2 思春期保健対策の充実</p> <p>施策の方向3 子どもの人権・男女共平等教育の推進</p> <p>施策の方向4 子どもの地域での活動の充実</p> <p><b>基本目標Ⅳ 働きながら楽しく子どもを育てるために</b></p> <p>施策の方向1 仕事と子育ての両立のための環境づくり</p> <p>施策の方向2 両立支援の為の保育サービスの充実</p> <p><b>基本目標Ⅴ 子どもの安全・安心のために</b></p> <p>施策の方向1 子どもの安全確保</p> <p>施策の方向2 快適な生活環境の整備</p>

の5市町である。もっとも指針は7項目のすべてを行動計画に盛り込むことを求めているわけではない。このことは、厚労省の作成した「地域行動計画策定に関するQ & A」においても、「必ずしも指針に掲げる施策領域すべてについて、目標設定を行わなければならないものではない」としており、行動計画は「地域の実情に応じた施策・事業を盛り込む」べきものとされている。

田川地域の行動計画のうち、川崎町と添田町の基本目標と具体的施策の構成は指針と全く同一の7項目構成となっている。次いで、赤村、糸田町、大任町が指針の構成に近い。しかしこれらの町村においては、指針の「(4)子育てを支援する生活環境の整備」と「(6)子ども等の安全の確保」がまとめて扱われていたり（赤村、大任町）、また(4)に該当するものが採り上げられていない（糸田町）。指針の(4)は法第8条第1項で行動計画に盛り込むべき項目とされていることから見ると、やや問題があるように思われる。

独自の構成を採っている市町村のうち、赤池町と金田町の行動計画の構成はほぼ同一であり、わずかな違いは赤池町が「第2部 実施計画 第3章 子どもたちの過ごす時間と豊かな育ち」において「2.子どもの権利や個性」を採り上げている点である。また紙数の関係から表では省略せざるを得なかったが、両町は実施計画のそれぞれの事業について「短期計画目標」「中長期計画目標」を記しており、前者は2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの間に実施を開始するもの、後者は2008（平成20）年度から実施するものとしている。この両町と合併した方城町も、行動計画による新規事業の実施開始年度を明記している点に特

徴がある。また目標の「5.次世代を育む若い世代への支援」の中に2005年度から実施の新規事業として「独身青年男女の出会い・交流の促進」を掲げている点は、他の市町村の行動計画には見られない特徴といえる。

香春町と田川市の行動計画は、ともに「基本目標」－「施策の方向」－「具体的事業」ないし「個別事業」という独自の構成を採っている点に特徴がある。また紙数の関係から表では省略せざるを得なかったが、香春町と田川市の行動計画は具体的事業ないし個別事業のそれぞれについて担当する行政部署が明記されており、一部を除きそれぞれの事業について具体的な数値目標と達成年度が掲げられている点にも大きな特徴がある。計画の具体性という点では田川地域でもっとも詳細で具体的な行動計画といえよう。

#### (6) 定量的な目標設定

最後に、各市町村が計画の定量的な目標をどのように設定しているかを見ておこう。田川地域の市町村行動計画を見てみると、大別して、目標項目と数値を一括して表形式で示している自治体（赤池町、金田町、方城町、糸田町、大任町、添田町）と具体的施策・個別的事業の説明の中で示している自治体（川崎町、香春町、田川市）に分けられる。これをまとめてみると次の表7のようになる。

このように見てくると、自治体の規模の違い、住民のニーズ調査の結果等により内容の違いがあるのは当然としても、施策の具体性、担当部署の明記、数値目標の設定という点において、香春町と田川市の行動計画がもっとも具体的に詳細なものになっているといえよう。

表7 各市町村の定量的な目標

自治体名		定量的目標数値が示されている項目（事業名）
赤村		記載なし
福智町 (2006/3 合併)	赤池町	「資料」編において「次世代育成推進対策にかかる特定14事業の目標数値」として表形式で掲載されている。その項目（事業名）は以下の9つ。①通常保育、②延長保育、③休日保育、④病後児保育（施設型）、⑤一時保育、⑥放課後クラブ、⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）、⑧地域子育てセンター、⑨つどいの広場
	金田町	「資料」編において「次世代育成推進対策にかかる特定14事業の目標数値」として表形式で掲載されている。その項目（事業名）は以下の9つ。①通常保育（定員）、②延長保育（定員）、③ショートステイ、④休日保育、⑤放課後クラブ（定員）、⑥病後児保育（施設型）、⑦一時保育、⑧特定保育、⑨地域子育てセンター
	方城町	「資料」編において「次世代育成推進対策にかかる特定14事業の目標事業量」として表形式で掲載されている。その項目（事業名）は以下の6つ。①通常保育、②延長保育、③休日保育、④一時保育、⑤学童保育、⑥地域子育てセンター
糸田町		「第5章 子育て支援事業等の目標数値」において表形式で掲載されている。その項目（事業名）は以下の3つ。①通常保育事業、②延長保育事業、③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
大任町		「第2部 各論 第2章 目標事業量の設定」において表形式で掲載されている。その項目（事業名）は以下の4つ。①通常保育事業、②延長保育事業、③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、④地域子育て支援センター事業
川崎町		「第4章 施策の報告と事業の内容」において目標指標はそれぞれ示されているが、数値は示されていない。
香春町		「第3章 計画の内容」において「基本目標」－「施策の方向」－「具体的事業」という構成を採り、「具体的事業」においてそれぞれの担当課が明記されるとともに、数値目標が示されている。
添田町		「第2章 具体的な支援施策 7. 定量的目標の設定」において、「保育サービス（特定14事業）の整備目標」と「その他の整備目標」が表形式で示されている。前者では特定14事業名がすべて掲載されているが、そのほとんどが「住民ニーズをみながら検討する」こととされており、定員数の増加予定は放課後児童健全育成事業のみである。後者については「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」として①乳幼児健診の充実（目標100%）、②地域における「食」に関する学習の機会の充実が挙げられ、「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」として①虐待防止ネットワークの設置・活用、②障害児の受け入れ推進が挙げられている。
田川市		「第3章 計画の内容（基本施策と具体的事業）」において「基本目標」－「施策の方向」－「個別事業」という構成を採り、「個別事業」においてそれぞれの担当課が明記されるとともに、数値目標が示されている。

#### 4. 子育て支援の課題と行動計画

##### (1) 保護者調査によるニーズとの対応

古橋ら（1999）は4～7歳の子どもを子育て中の保護者を対象として、また古橋ら（2002）は3歳までの子どもを子育て中の保護者を対象として、保護者の意識と支援に関わるニーズ調査を行った。そこで得られた保護者のニーズに応える施策がどのように挙げられているかという視点から、田川地域の各市町村の次世代支援行動計画を見てみたい。なお、以下においては紙数の関係から個々の具体的な施策を採り上げることはできないので、各市町村の全体的な傾向や姿勢を中心に見ていくこととする。

まず、「経済的負担の支援」を具体的項目として挙げているのは、赤池町、金田町、添田町、香春町であるが、方城町では「生活の安定に向けた基盤作り」、大任町では「医療費助成の充実」などとして総合的に子育てに関わる経済的負担に対して、直接的に保護者を支援しようとする姿勢が見られる。我々の調査でも子育ての経済的負担の軽減を望む保護者は多く、子育ての社会化の流れに沿ったものであろう。但し、財政規模は不明であり、限られた財政状況の中でどのような支援が行えるかという問題と、もっと本質的な問題としては公的資金をどこまで私的費用の援助に使えるかという問題もあり、今後の課題である。

次に、「母親の身体的・時間的負担の軽減」に対しては、全ての市町村が「子育て支援サービスの充実」、「保育サービスの充実」という形で応えている。このように保護者の多様なニーズに応えようとする姿勢は評価されるが、しかし各市町村とも総花的に各種サービスを列挙している感があり、地域ごとに特徴のある施策の

展開はこれからの課題である。子育てに関わる母親の身体的・時間的負担の軽減は、保護者の要求が大きい課題であるとともに、母親の子育てと自己実現との両立を図る上で重要な課題である。個々の母親の実態に沿った施策の展開が望まれる。

「遊び場などの居場所の確保」については、赤村、大任町、川崎町では「教育環境の整備」、「生活環境の整備」として、赤池町と金田町と方城町では「子どもの活動支援」として、糸田町では「学童クラブ・児童館の充実」として、香春町では「生活環境の整備」として、添田町では「教育環境の整備」として、田川市では「教育環境の整備充実」として採り上げている。田川地域の子どもの生活環境は都市部に比べれば恵まれていると考えられるが、子どもに安心・安全で教育的配慮の行き届いた環境を整備する必要性は都市部と同様に求められており、資金的にも公的負担がなければ充実は困難な部分である。また、今回の行動計画ではこれまでの施設等を列挙しただけと読み取れる部分もある。乳児期から青年前期（大体高校生の時期）までの子どもたちが育つ生活環境を、当該地域の文化の中で体系的・計画的に整備していく方向性が求められている。

「子育てに関わる知識・方法の相談機関の充実」に対しては、ほとんどの市町村が項目として充実することを明記している。明記していないところも具体的施策の内容を見ていくと充実の方向をとっていることは確認できるが、既存の相談サービスの充実という点に限定されている感もある。現在、相談体制はそれをどのような方向で充実するかが問われている段階にある。既存のサービスでもほとんど利用されていないものもあり、その利用状況を踏まえて整理

する必要性もあるだろう。今後は地域の特性に合った住民・保護者の相互援助体制を構築するような方向とそれを専門機関へと繋げることのできるようなシステム作りが必要と考えるが、行動計画からその方向性を読み取ることは困難であった。

「母子保健サービスへの期待、子育て支援センターの充実、緊急時の子育て代行システムの充実」という要望の中で、「母子保健サービス」と「子育て支援センター」については全ての市町村がそれらの充実の方向を明記している。行動計画の項目から各市町村が充実に向かう方向の特徴を端的に理解することは困難であるが、子育ての責任を社会で負担していこうとする姿勢は読み取れる。また、「緊急時の子育て代行システム」についても、赤池町、金田町、方城町が「特定、病後児、一時、障がい児保育の整備」として、またその他の多くの市町村も「特別保育対策事業」などとして取り組むべき項目として採り上げている。その運用の実態を見ないと正確に判断することはできないが、親の急用や子どもの病気などの緊急時にも支援してくれるシステムを構築していこうとする方向性は期待できるものである。

## (2) 保育者調査によるニーズとの対応

田川地域の保育所・幼稚園に勤務する保育者を対象とした子育て意識調査（古橋ら、2004）では、親と子が共に育つ地域の支援を拡大していくことの重要性、中でも「親支援の充実」と「親子の関係支援の充実」が望まれていることが示唆された。そこで、その2つの視点から田川地域の各市町村の行動計画を見てみる。

まず、「親支援の充実」という点では、約半数の自治体が保育サービスに係る特定14事業

として採り上げている施策がこれに当たるものと言える。

具体的に見ていくと、「一時保育事業」を項目として挙げているのは、金田町、方城町、糸田町、大任町、川崎町、香春町、添田町、田川市の8市町村に上っている。もっともこの事業はすでに7市町村で実施されており、比較的普及している保育サービスである。このサービスは親のパート就労や疾病、冠婚葬祭ばかりでなく育児疲れの解消等の理由でも利用できることで、就労せず在宅で子育て中の母親のリフレッシュや自己実現を求めながらの子育てが可能となる状況を作ることが期待できよう。

次に、「延長保育事業」はすでに6市町村が実施している事業であるが、これを採り上げているのは、金田町、方城町、大任町、川崎町、香春町、添田町、田川市の7市町である。

また、「休日保育事業」は、金田町、方城町、川崎町、香春町、添田町、田川市の6市町で採り上げているが、保育者の勤務・労働条件に関わる面が大きいいためか、今後実施を検討するかまたは計画を検討する方向としているところが多い。

なお、保育所・幼稚園で実施されている「障害児保育事業」については、田川地域の全市町村がその取り組みの充実を図ることとしている。また、「乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）」は、保育所に通所している児童が病気回復期である場合に病院、診療所等の施設または保育所で一時的に預かる事業であるが、これを採り上げているのは、金田町、方城町、川崎町、香春町、添田町、田川市の6市町にのぼっている。

一方、田川地域全体として比較的ニーズが低いと思われる事業は、以下のとおりである。保

護者の疾病、仕事、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童や母子を短期間（原則7日以内）預かる「ショートステイ事業」は川崎町、香春町、田川市等で採り上げているが、いずれも今後の実施を検討するか平成21年度の実施目標とされている。また、乳幼児等の保育等に関する援助希望者と当該援助を行うことを希望する者との連絡調整を行うとともに双方に必要な援助を行う「ファミリーサポートセンター事業」を採り上げているのは川崎町、香春町、田川市である。さらに、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に家庭において児童を養育することが困難となった場合に児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う「トワイライトステイ事業」を採り上げているのは川崎町、田川市のみである。また、保護者の必要に応じて週2、3日程度又は午前中か午後のみなど保育を行う「特定保育事業」は金田町、方城町、川崎町で採り上げられているが、川崎町では「ニーズ調査では利用希望者が少なく、当面の必要はないと考えられる」と断っている。また、「夜間保育事業」は、基本的に保育時間を概ね11時から22時までの11時間とする保育サービスであるが、川崎町のみ「長時間延長保育での対応策を含め検討」としている。

次に、学童期の保護者へのサービスとして最も普及していると思われる「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、赤村以外のすべての自治体が採り上げているが、香春町と田川市では障がい児の受け入れの推進について言及している点に特徴がある。

次に、「親子の関係支援の充実」という点で、もっとも多く採り上げられているのは、保育所における「地域子育て支援センター事業」であ

る。これは、子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援、子育て家庭に対する育児支援を行うものであるが、赤池町、金田町、方城町、大任町、川崎町、香春町、田川市で記述が見られ、田川市では「幼稚園における地域子育て支援事業の推進」として幼稚園の子育て支援を充実させる方向を示唆している。また、主に0～3歳児の子育て中の親が気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる「つどいの広場事業」を挙げているのは、赤池町、方城町、香春町、川崎町、田川市である。この2つの事業は、主に在宅で保育している親子が参加し、子ども同士が関わりながら育つ機会と保護者の育児不安の解消や子育てのネットワークづくりを保障する場となるものである。

なお、行動計画の中で「児童虐待防止」についてはすべての市町村で記述がみられるが、「児童虐待防止ネットワーク」の構築を挙げているのは大任町、川崎町、香春町、田川市であり、金田町は今後窓口を設立する計画が示されている。また、川崎町は、既存の組織を活性化させることを目標指標として、田川市は、発生防止のための相談と啓発で日常的な子育て相談機能の強化、妊娠期からの虐待防止に向けた支援体制の整備、被害を受けた子どもに対するケアの充実等きめ細かな事業内容を挙げている点に特徴が見られる。

最後に、保育所や幼稚園で働く保育者が各事業に対応するとき、忘れてはならないことは保育者の勤務条件の改善である。子育て支援は保育者の職務内容の一つであるが、働くことと子育ての両立支援は保育者にも当てはまることであり、各自治体はその勤務条件をいかに改善・充実させていくのかが問われることになるだろう。

### (3) 高校生調査によるニーズとの対応

2004年に実施した「田川地域における高校生の子育て意識調査」の結果から、子育ての体験の有無が、赤ちゃんのイメージ等に影響を与えていることを推定させる結果を得ることができた。すなわち、子育て体験がある方が、赤ちゃんに対して肯定的イメージを抱く傾向があった。同時に、現在の高校生に男女の役割分業意識が根深くあることを確認する結果ともなった。結論的には、現在、学校教育においては体験型の総合学習が実施されているが、そこにおける子育ての体験学習が、男女の固定的性別役割分業意識の是正につながるような方向性で展開されていくことが期待されるとした。

今回の市町村行動計画の指針においても、次世代の親づくりの視点が強調されており、田川地域の市町村行動計画でも、すべての市町村がこの点に言及している。例えば田川市の行動計画では以下のように書かれている。

#### ○子どもを生み育てることに意識に関する男女共同参画の推進

中学生、高校生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、学習指導要領に基づいて各教科や総合的な学習の時間で男女共同参画に関する教育を推進します。

#### ○中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会の提供

保育園（所）、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用した中学生・高校生が乳幼児とふれあう取り組みを職場体験として実施しており、今後も積極的に行っていきます。

本研究プロジェクトが実施した調査結果からも、高校生の多くが保育所等へ訪問し乳幼児

とふれあう機会を体験していることが確認できた。ただし、その場合、赤ちゃんを抱く、赤ちゃんにミルクを飲ませる等の体験が女子に限られ、男子の場合にはもっぱら年長児童との遊びの交流になりがちである傾向が窺えた。母親が育児不安に陥り、夫の協力や理解を特に求めるのは、出産直後の時期であろう。この意味で、父親の育児参加が出産直後からのものであるためには、赤ちゃんを抱く等の体験が男子学生にこそ求められるのではないだろうか。

今回の、市町村行動計画を通じて、いずれも市町村の次代の親育成のため、中学生・高校生に向けた子育て体験の必要が掲げられていることを確認することができた。ただし、いずれもやや理念的で抽象的なものであるといわざるをえない。今後は、関係機関の連携によって、より具体的で実際的な体験学習の内容を企画検討し、それを試行していくことが期待されよう。

#### おわりに

以上に見てきたように、田川地域の市町村の行動計画においては、我々の一連の調査研究から示された保護者や保育者からの要求、また次世代の父親・母親の育成に必要なものに応える方向は一通り示されているということが出来る。

しかし行論中の随所で指摘してきたように、行動計画を見る限りではやや総花的に実施項目を挙げている感があり、また既存の施設・サービスの継続ないし充実を挙げるだけでその新たな方向性が不明確な部分、具体的な取り組みや施策の方向性が読み取れない部分もあった。これらの点は、そもそも行動計画は国の指針に即して策定しなければならないことから、やむを

得ない部分もあるだろう。しかし、各市町村の規模や財政事情等を別とすれば、次世代育成支援対策としての地域行政計画の策定過程における手法（たとえば住民のニーズ調査等）と政策的判断、総じて地域政策構想の問題でもあるだろう。つまり各市町村の行動計画の違いは、行動計画策定に当たった各市町村の策定委員会と行政当局の地域政策構想の違いとして見ることもできるのである。

しかし、最初にも述べたように、我々の一連の研究は限定された内容に関するものであり、その結果から各市町村の行動計画を全体的に評価することは困難であり、また適当ではない。今後は、各市町村の具体的な施策の展開を見守りながら、総合的な効果を検討していくことが必要であろう。

## 参考資料・文献

厚生労働省「行動計画策定指針」、「地域行動計画策定の  
手引き」、「地域行動計画策定に関するQ&A」

古橋啓介・秦 和彦・細井 勇・林ムツミ「田川地域  
における子育て意識調査」、『福岡県立大学紀要』第8  
巻第1号、1999年、pp.113-134

古橋啓介・秦 和彦・細井 勇・林ムツミ「田川地域  
における子育て意識調査（Ⅱ）」、『福岡県立大学紀要』  
第10巻第2号、2002年、pp.97-118

古橋啓介・秦 和彦・細井 勇・林ムツミ「田川地域  
における保育者の子育て意識調査」、『福岡県立大学人  
間社会学部紀要』第12巻第2号、2004年、pp.55-74

細井 勇・古橋啓介・秦 和彦・林ムツミ「田川地域  
における高校生の子育てについての意識調査」、『福岡  
県立大学人間社会学部紀要』第13巻第2号、2005年、  
pp.51-74

『地域の子育て支援に関する研究－子育てしやすい環  
境づくりのために－』（福岡県立大学生涯福祉研究セ